別紙様式第十五号の二の4(3)の表記載上の注意1を次のように改める。

1　持株数の多い順に10名以上を記載し、会社法施行規則第67条第１項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、欄外にその旨を記載すること。

ただし、保険持株会社が２以上の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、持株に係る議決権の個数の多い順に10名以上を併せて記載すること。

別紙様式第十六号の十七第一の一(2)［少額短期保険業者の状況について記載する場合］の表記載上の注意5を次のように改める。

5　当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この５において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下この５において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この５において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。

なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

別紙様式第十六号の十七第一の一(2)［少額短期保険業者の状況について記載する場合］の表記載上の注意6を7とし、同記載上の注意5の次に次のように加える。

6　１株当たり当期純利益（又は当期純損失）は、当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、前事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定すること。ただし、前事業年度より前の事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定することを妨げない。

なお、当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた旨及び当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定した事業年度について、欄外に注記すること。

別紙様式第十六号の十七第一の一(2)［企業集団の状況について記載する場合］イの表中「連結当期純利益」を「連結当期純利益又は連結包括利益」に改め、同様式第一の一(2)［企業集団の状況について記載する場合］イの表記載上の注意6を次のように改める。

6　当該連結会計年度の前連結会計年度に係る事項については、遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条第43号に規定する遡及適用をいう。以下この６において同じ。）、連結財務諸表の組替え（同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。以下この６において同じ。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下この６において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該連結会計年度の前連結会計年度より前の連結会計年度に係る事項について、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。

なお、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は連結財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

別紙様式第十六号の十七第一の一(2)［企業集団の状況について記載する場合］ロの表記載上の注意6を次のように改める。

6　当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この６において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下この６において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この６において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。

なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

別紙様式第十六号の十七第一の一(2)［企業集団の状況について記載する場合］ロの表記載上の注意7を8とし、同記載上の注意6の次に次のように加える。

7　１株当たり当期純利益（又は当期純損失）は、当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、前事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定すること。ただし、前事業年度より前の事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定することを妨げない。

なお、当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた旨及び当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定した事業年度について、欄外に注記すること。

別紙様式第十六号の十七第一の四(3)の表記載上の注意1を次のように改める。

1　持株数の多い順に10名以上を記載し、会社法施行規則第67条第１項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、欄外にその旨を記載すること。

ただし、株式会社が２以上の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、持株に係る議決権の個数の多い順に10名以上を併せて記載すること。

別紙様式第十六号の十七第四少額短期保険株式会社の表記載上の注意1(3)を次のように改める。

(3)　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の３から第８条の３の７までの規定に準じて記載すること。ただし、当該事業年度に係る財務諸表のみを表示している場合には、前事業年度に係る事項及び１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

別紙様式第十六号の十七第四少額短期保険株式会社の表記載上の注意1(19)を次のように改める。

(19)　次に掲げる１株当たり情報に関する事項

①　１株当たりの純資産額（銭単位）

②　株式会社が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの純資産額を算定している旨

別紙様式第十六号の十七第四少額短期保険相互会社の表記載上の注意1(3)を次のように改める。

(3)　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の３から第８条の３の７までの規定に準じて記載すること。ただし、当該事業年度に係る財務諸表のみを表示している場合には、前事業年度に係る事項及び１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

別紙様式第十六号の十七第五少額短期保険株式会社の表及び少額短期保険相互会社の表記載上の注意1中(2)を削り、(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、同記載上の注意1中(5)を(4)とし、同記載上の注意1中(6)を(5)とする。

(5)　１株当たり情報に関する次に掲げる事項

①　１株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額（普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した１株当たりの当期純利益金額をいう。以下この様式において同じ。）（銭単位）